

田村市受動喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりの健康づくりの増進を図り、次代を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指すため、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づき、望まない受動喫煙を防止する環境の整備を促進し、市、市民等、保護者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律68号）第2条第3号に規定する製造たばこのうち、喫煙用に製造されたもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 他人の喫煙により発生した煙又は蒸気にさらされることをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者等 市内で事業活動を行う法人及び団体又は個人をいう。
- (6) 重点施設 多数の者が利用する施設のうち、市が管理する施設として、規則で定める施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、望まない受動喫煙の防止に関する施策の推進に当たり、市民等及び事業者等と連携し協力するものとする。
- 3 市は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない受動喫煙の防止が図られるよう関係者等との情報共有その他必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、20歳未満の者を受動喫煙の悪影響から守るため、20歳未満の者及びその保護者に対し、受動喫煙に関する正しい知識を習得するための機会の確保、受動喫煙の防止に関する教育その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることがないように努めなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(妊婦及び保護者の責務)

第5条 妊婦及び保護者は、いかなる場所においても、胎児及びその監督監護に係る未成年者に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者の連携協力)

第7条 市、市民等及び事業者等は、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策の効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(重点施設等における喫煙の禁止)

第8条 何人も、重点施設（敷地を含む。）及び歩道（道路を縁石やガードレールなどで物理的に区画した歩行者用の通路。）において、喫煙をしてはならない。

2 市長は、前項に規定する施設等に吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

3 市長は、重点施設の見えやすい位置に禁煙場所であることの標識を掲示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定に違反して現に喫煙している者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙の中止を求めることができる。

(指導等)

第9条 市長は、第1条に掲げた目的達成のため、必要に応じて市民等及び事業者等に対して指導、助言できるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。